

## 論 説

## 負債会計の基礎概念と実践課題 Part II

藤 田 敬 司

## 目 次

はじめに—負債の基礎概念から実践課題へ

I. 営業負債と経過負債

II. 普通社債—形式的債務か、実質的債務か

III. 新株予約権付社債—分離処理か、一体処理か

IV. 将来予測と現価法で決まる退職給付引当金

V. 確実性の程度と解釈で決まる偶発債務の範囲

VI. 固定資産の廃却費用とリストラ費用に関わる負債概念  
おわりに

## はじめに—負債の基礎概念から実践課題へ

「負債会計の基礎概念と実践課題 Part I (『立命館経営学』第 44 巻第 6 号) では、抽象的な負債の定義を補完するものとして「交換の理論」による、より現実的な負債概念の再構築を試みた。それは J. B. カニングによる負債の定義から出発した。すなわち、負債とは、「資本主が現行法律上または衡平法上、債権者に負っている責務である。その責務は、無条件にではなく同意した特定の用役—それは資本主にとって、債権者から得る用役とイコールか、それよりも大きい貨幣価値をもつ—に見合う」ものでなければならない。

そこでいう「より大きな貨幣価値をもつものに見合う」というところは、経済学者 C. メンガーの「交換の理論」に通じるものである。C. メンガーによれば、物質的・非物質的財と引き替えに与えるどんな行為も、交換という概念のもとに総括され、購買、賃貸借、雇用等々は、交換の特殊形態にすぎない。この理論によれば、負債は単なる経済的便益の犠牲ではなく、法的債務にも引当金にも反対給付がなければならない。ところが、国際会計の動向としては、「交換の理論」では捉えきれない負債、つまり反対給付の見えない負債が増えている。

米国 FASB の概念ステートメント SFAC6 号による負債の定義は、周知のように、法的債務から引当金まで、または確定債務や条件付債務から偶発債務に至るまで、あらゆる負債を広くカバーしている。その理由は、将来費用や損失が発生する可能性の程度を表す probable という用語がきわめて包括的な意味に使われているからである。

折しもわが国では、2005 年 6 月には新会社法が成立し、2006 年 2 月には会社計算規則 (法

務省令）が公表された。そこでは負債と資本が見直されている。本稿では、このような動向を視野に入れながら、代表的な負債勘定の説明において「交換の理論」がどこまで有効かを個別に検討する。

## I. 営業負債と経過負債

### 1. 買掛債務と企業間信用

企業が主たる目的とする利益獲得の重要なプロセスは、大雑把にはカネ→モノ・サービス→カネ（G-W-G'）から成る。仕入取引はその前段階を成す営業取引であり、カネとモノ・サービスの典型的な交換取引である。

そこから発生する買掛債務は「交換の理論」によって完全に説明できる負債である。しかもその交換は、契約と企業間信用によって補完される。

負債会計上の大きな論点は見当たらないが、地味ながら実務上重要な課題がある。

第 1 は、企業間信用によって 2 分された仕入取引と決済取引は 1 取引か 2 取引かであり、第 2 は、仕入に伴う信用リスクをどうコントロールすべきかである。

### 2. 1 取引か、2 取引か

原材料や製品の仕入は、資金との直接的交換ではなく、信用取引によって買掛債務（買掛金または支払手形）を発生させることによって行なわれるところから、財貨用役の売買取引と売買代金の決済取引は 1 取引かそれとも 2 取引かが問題となる<sup>1)</sup>。

売買取引と決済取引の中間項である債権債務は信用によって成立し、財貨用役の売買取引と売買代金の決済取引を分離させるからである。

1 取引説とは、債権債務を伴う売買取引は、未完結の仮取引とみるものである。この説は、収益の実現主義、費用の発生主義いずれの観点からみても正当化できるものではなく、いかにも非現実的であり、いまさら考察するに値しないように思われる。

2 取引説とは、売買取引と決済取引を各々独立し完結した取引と見ることにより、決済取引より生じた割引、貸倒れ、為替変動差益といった損益項目は売買取引から切り離す、現実的な考え方である。だからといって、2 取引説が全面的に正しいということもできない。というのは、収益実現時または費用発生時に、それらに明らかに関連している資産・負債の回収・決済に係る費用収益をできるだけ同時に認識する方がより透明性の高い会計情報を生むからである。

---

1) 詳しくは、川口順一 [2003]『資産動態論の構築』森山書店、第 10 章・第 4 節に対する付論を参照されたい。

### 3. 仕入にも信用リスクがある

信用取引の売手と買手は、金銭債権債務が成立する前にも、売買契約締結から契約履行に至る期間においても、お互いに信用リスクを負う。売手だけが代金リスクを負うように一般的に考えられ勝ちであるが、表1が示すように買手にも売手による契約不履行リスクおよび履行遅延リスクがある。前渡金を払えばもろに回収リスクを負う。契約不履行または履行遅延により損失が発生すれば損害賠償請求権が発生する。

買手としては、売手と同様に、売買契約の相手方の支払能力と契約履行能力に応じて信用程度（リスク負担限度）を設定し、定期的に見直すのが通常の実務である。

表1 売買取引における信用リスク

	買 手	売 手
契約履行リスク	売手による供給不履行・遅延	買手による引取不履行・遅延
金銭債権債務に係るリスク	前渡金・手付け金の回収リスク	売掛金・受取手形の回収リスク

### 4. 経過負債

#### 1) 未払金と未払費用

通常の仕入取引に関連して発生する買掛債務ではあるが、短期間に決済される電気・ガス・水道料、外注工賃等の営業上の債務は未払金勘定で処理される。

相手からの給付が完了したものは未払金で、継続的給付を期間計算の都合上、決算日までに提供された給付に対しては未払費用を計上する。

#### 2) 前受け収益と未払費用

前受け収益は、一定の契約に従い、継続的に役務提供を行なう場合、いまだ提供していない役務に対して受けた対価である。未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務提供を受ける場合、すでに受けた役務に対していまだその対価の支払が終わらないものである（いずれも企業会計原則注5による）。

これらの経過勘定は、現金支出・収入のタイミングと、収益費用認識のタイミングを調整し、期間損益を正しく行なうために計上されるものであるが、前受け収益は相手方の前払費用に、未払費用は未収収益に対応する。この対応関係は、下記表のように「交換の理論」によってより明確に説明することができる。

表2 経過勘定における役務提供と現金支出の関係

期 中	期 末	資 産	負 債
支出先行	役務未提供	前払費用	前受け収益
役務提供先行	未支出	未収収益	未払費用

### 3) 経過負債と重要性の原則

企業会計原則は、正規の簿記の原則に対する例外として、重要性の原則を認めている。

注 1（重要性の原則の適用について）によれば、上記経過勘定のうち重要性の乏しいものは計上しないことができる。この点については、未払費用を計上しないこと、および前受け収益を計上しないことは、簿外負債を認めることと同様、費用の過小表示あるいは収益の過大表示を招き、債権者の利益を害するという指摘がある<sup>2)</sup>。

これらの経過勘定は、法的にはいまだ債権債務として確定していないが、一定の継続的役務提供契約に基づいて、発生主義会計の要請の下で、発生期の経過期間に基づいて把握するものである。

経過勘定を計上しないことが期間損益を歪めるとすれば、それは利益操作の意図が働き、継続性の原則と重要性の限度に充分配慮しないときであろう。

## 5. 値引き、割引、割戻し

製品の販売や生産要素の仕入は、値引き、割引、割戻しを伴うことがある。2 取引説によれば、仕入販売とは別の取引ということになるが、契約内容・契約条件等からみて売買取引と密接不可分であれば、元となった売上高、売上原価計上と同一事業年度に会計処理すべきである。その方が「交換の理論」に合致する。

値引きとは、受け渡した商品の品質・数量が契約内容と異なるときに行なう代金調整 (adjustment) の一種であり、契約内容以下であったときに行なわれる。できるだけリアライズした同一期間に直接売買代金を下方修正すべきである。買掛金が未決済であれば、当然修正すべきである。

割引 (discount) とは、予め契約で売手が買手に設定した信用期間を買手がフルに利用することなく、インボイス上のディスカウント条件に従って商品代金を早期決済したときに享受できる値引きの一種である。その経済実態は金利であるところから、仕入割引は営業外収益で、また売上割引は営業外費用で処理するのが一般的であろう。

割戻し (rebate) とは、メーカー等が、自社製品を多く売った特約店や小売店に対して、決算期末等に、供給額の一定パーセントを割り戻す取引慣行である。その使途目的は広告宣伝もしくは販売促進であるところから、経済実態に応じて処理するとすれば、支払サイドにおいては販売費および一般管理費である。

企業会計原則の注 18 は、売上割戻引当金を引当金の一例としている。しかしながら、割戻すべき金額が取引額の一定比率と契約で決定しており、しかも販売実績値に応じて計上すると

---

2) 吉田寛 [2002] 『基本会計学』税務経理協会、第 18 章、第 21 章

きは、それはもはや引当金ではなく、確定債務として計上すべきである。

他方、受取側にとって収益認識上重要なことは、リベートを受受するための条件を成就したかどうかである。とくに四半期決算で問題になるのは、リベートが年間を通じた取扱額を停止条件とする収益であるにもかかわらず、期末までの条件成就を見越して予定計上することである。

なお、リベートは魅力の乏しい商品、価格競争力のない商品を押し込み販売するときにも使われる。受取る側においても、顧客ニーズの乏しい商品について今後販売する計画分まで受取ると売り場はたちまち劣化する(2003年4月13日付け日経新聞報道による、イオンが受取っていたリベート問題の例がある)。売手側と買手側の会計処理を、「交換の理論」に忠実に対応させたのが表3である。

表3 値引き、割引、割戻しの会計処理

	内容乃至実態	売手側処理	買手側処理
値引き	取引額の調整	収益および売掛金から控除	仕入および買掛金から控除
割引	金利	支払利息	受取利息
割戻し	販売促進費	販管費	営業外収益

## 6. 収益認識における前受金と前受け収益(Received in Advance)

前受金は、商品供給や受注工事の対価を、商品や工事の引渡し前に受取るときに使う勘定である。(前受け収益は「経過負債」の項参照。)

前受金は営業収益に係る前受けであり、前受け収益は営業外収益の前受けである。これらの前受けは、商品供給または役務提供する以前においては負債である。それは「収益稼得のプロセス」を終えていないことから、「交換の理論」に照らしても明らかである。

米国税法は担税力(資金的税負担能力)を重視する思想から、前受金や前受け収益に原則として課税する制度がある<sup>3)</sup>。課税されれば、会計上も同時に収益認識し勝ちである。

在米子会社の業績管理にはまず、課税を理由に収益を早期認識していないかどうかをチェックしなければならない。

## 7. 負債か収益か

負債会計の実務における深刻な問題の一つは、概念ステートメントは収益費用アプローチから資産負債アプローチへ転換したが、実務はそれに必ずしも即応していないことである。資産負債中心観による概念ステートメント(SFAC6)は、負債概念を法的な義務から経済的責務を

3) 須田徹 [1998] 『アメリカの税法』中央経済社、第2章(益金)参照

含むものに拡大した。だからといってすべての実務も資産負債中心にシフトしたわけではない。その一端が収益認識の実務慣行に表れている。

米国SECは 1999 年 12 月に、「収益認識に係わるSAB101 号」を公表した。そこでは、前受金や前受け収益を負債とせず、直ちに収益認識するSEC登録企業の誤った風潮に対し、負債と収益を峻別するよう警告している<sup>4)</sup>。

商品引渡し前に入金した前受金や、役務提供前に入金した前受け収益は、買掛金や未払費用とは逆に、キャッシュ・インフローが先行しているため、現金基準による収益認識パターンと混同し易いのである。

ところが、収益認識に不可欠である収益稼得過程（earning process）はこれからである。すなわち、商品の引渡しや役務提供はこれからである。現金給金額イコール収益計上予定額であっても、見合いの商品コストやサービス費用は未定でもある。

収益として早期認識し易いその他の負債としては、SAB101 号が指摘したところでは、予約権付販売における預託金、返還不要な入会金、アップ・フロント・フィーなどがある。

米国企業が前受金や前受け収益を負債扱いせず、収益として早期認識する傾向があるのは、T. G. エバンスによれば、APB4 号（1964）に原因があり、「前受け収益（deferred credit）は義務（obligations）ではないが負債（liabilities）に含まれる」と、自己矛盾した定義をしていたからである。

負債概念は、すでにみてきたように、法的義務のみならず、経済的責務をも含む広い概念に拡張され、いまや義務も負債である。概念ステートメントが導入されても、負債と収益を混同する実務慣行が続くとすれば、キャッシュと商品・サービスの「交換」の理念によって是正し、抽象的な負債概念は「交換の理論」で補完すべきであろう。

他方、わが国企業会計原則は、割賦販売において繰延利益を計上することを認めている。商品引渡しによって実現した利益を、支払予定日または実入金日まで負債として繰延べる実務である。これは米国の負債概念に照らせば、とうてい認められないはずである。

利益繰延処理を正当化するとすれば、割賦販売には代金回収リスクが高いことが根拠となり得るが、その場合にも割賦売掛金に対する評価勘定処理に止めるべきであろう。

## II. 普通社債—形式的債務か、実質的債務か

### 1. 社債の分類

社債は、満期日には券面額を償還すること、定期的に一定率の利息を支払うことを約束した負債証券（debt securities）である。一般的に譲渡可能な債券であり、期間が 10 年以上の長期債

---

4) 藤田敬司 [2005] 『現代資産会計論』中央経済社、第 6 章の補論参照

は bond, 1~10 年の中期債は note と呼ばれる。

社債はまた、満期日における元本償還および定期的利息の支払が特定の物的担保によって保証されているか否かによって、担保付社債 (mortgage bonds) と無担保社債 (debenture bonds) に分類される。しかし、わが国においても「有担保原則」の撤廃によって、無担保普通社債が主流となり、企業内容の開示 (disclosure) と信用格付け (rating) が重要となってきた。

貸借対照表上では、長期借入金等と同様、one year rule によって分類・表示される。1 年以内返済分は流動負債であり、それ以外は固定負債である。

## 2. 社債の発行価額と利回りの概念

社債契約 (bond indenture) には満期日に償還する券面額と定期的に支払われる表面金利が明記されている。この表面金利は、市場実勢金利、企業の信用格付け、事業リスク等を斟酌し社債を市場で売りさばけるように、経営者によって設定される。ところが、現実の発行価額は必ずしも券面額とイコールではない。設定から発行までに時間が経過し、その間に市場実勢金利は変化する。また市場と経営者のリスク観は一致しないからである。

社債の表面金利 (クーポン・レート、経過利子) が投資家にとって魅力的であれば、額面額以上のプレミアム発行 (プレミアムまたは打歩発行、割増発行) が可能であり、経過利子が低ければ、額面以下の割引発行 (ディスカウント発行、割引発行) となる。

発行後においても、市場実勢金利が上昇すれば債券の市場価格は下がる。逆も成立するところから、債券価格と金利は相反関係にあるといえる。

そのような社債発行価額から利回り (effective interest rate) という概念が生まれる。それは券面額をベースとした年率何パーセントという経過利子とは異なり、現実の発行価額または市場価額で調整された投資家にとってのイールド・レートであり、市場実勢金利と一致する。そこには企業の信用格付けや事業リスクも反映される。

## 3. 社債発行差金の本質に関する 3 つの見解と社債債務に関する 2 つの見解

この社債発行差金 (社債券面額と発行価額の差額) の経済実態については 3 つの見解がある。1 つは社債発行費用と同等のものとみる「繰延資産説」。2 つ目は「長期前払金利説」。これらの見解に立てば、債務である社債とは別に、資産としての独立処理につながる。

わが国商法は伝統的に、「社債を社債金額よりも低い金額または高い金額で発行した場合」の差額は繰延資産とし、社債償還までに均等額以上を償却する処理を認められてきた。社債発行費用も繰延資産に計上し、3 年以内に償却するものとしてきた。

この場合の債務額は、あくまでも満期日に償還すべき社債券面額である。またそれは、発行時から満期日まで、社債の一部が期前償還でもされない限り、終始変わることはない。

社債発行差金の本質に関する 3 つ目の見解は「評価勘定説」である。それは、貸倒引当金が金銭債権の評価勘定であり、減価償却累計額が償却固定資産の評価勘定であるように、社債発行差金は社債の実質的な債務額を表す評価勘定とみなす見解である<sup>5)</sup>。そのように社債発行差金の本質を理解すれば、社債券面額に社債発行差金をプラス・マイナスしたものが社債の現在価値であり、実質債務額である（図 1 参照）。

社債は満期日においては社債券面額が償還される。その意味では、形式的な債務は券面額である。形式的な社債債務額に対して、社債発行差金を加減した実入金額または償却原価法（下記 4 項参照）適用による社債残高はその時点における実質的な社債債務である。

以上のような社債発行差金に関する 3 つの見解と、社債債務に関する 2 つの見解を整理すると、「繰延資産説」と「長期前払金利説」は形式的債務説に、「評価勘定説」は実質的債務説に結びつく。しかし説とか理論は窮屈なものである。説や理論にとらわれず、より柔軟により現実的に考察すれば、長期金利説が実質債務説と結びつくこともある。

#### 4. 社債発行差金と信用格付けの関係

前項では、社債発行差金の本質を長期前払金利とみる説を参照した。長期前払金利は繰延資産ではないが、長期前払費用であるところから形式的社債債務説に結びつくこと述べた。ところが、投資家の立場に立てば容易に分かることであるが、長期前払金利には社債発行体の信用格付け（rating）が反映される。長期資金の市場金利が年率 6% であっても、信用格付けが AA であれば利回り 4% 以下で発行できるかもしれない。逆に BB であれば 6% 以上でなければ発行できないであろう。

2 つの企業が発行する社債のクーポン金利はともに年率 5% であっても、またその他の社債契約内容・条件が同じであっても、信用状態の良い AA 社は 1% のプレミアム発行によって多くの資金を調達することができる。そうではない BB 社は 1% ディスカウント発行によって少ない資金を調達する結果となる。

そこで、社債発行によって受領した資金の多寡が社債債務の公正価値を表すという説が出てくる<sup>6)</sup>。この説は米国疑念ステートメント 7 号のパラグラフ 76 に出てくるものであり、資産の公正価値評価のテクニックをそっくりそのまま負債の公正価値評価に転用し、その社債金額なら他の企業が引き受けても良いと考える金額を社債債務額とみるのである。

しかしながら、負債の公正価値評価を毎期の損益計算に反映させれば、信用状態が悪化し、信用格付けが下落すると評価益が発生する。この奇妙な結果は一般常識に反し、到底受入れら

5) 醍醐聡 [2004]『会計学講義 第 4 版』第 8 章、東京大学出版会

6) 浦崎直浩 [2003]『公正価値会計』第 8 章、森山書店

れそうにない。将来受入れられるとすれば、資産としての社債市場だけではなく、負債としての社債市場が成熟するときであろう。

### 5. 償却原価法による債務額の認識・測定

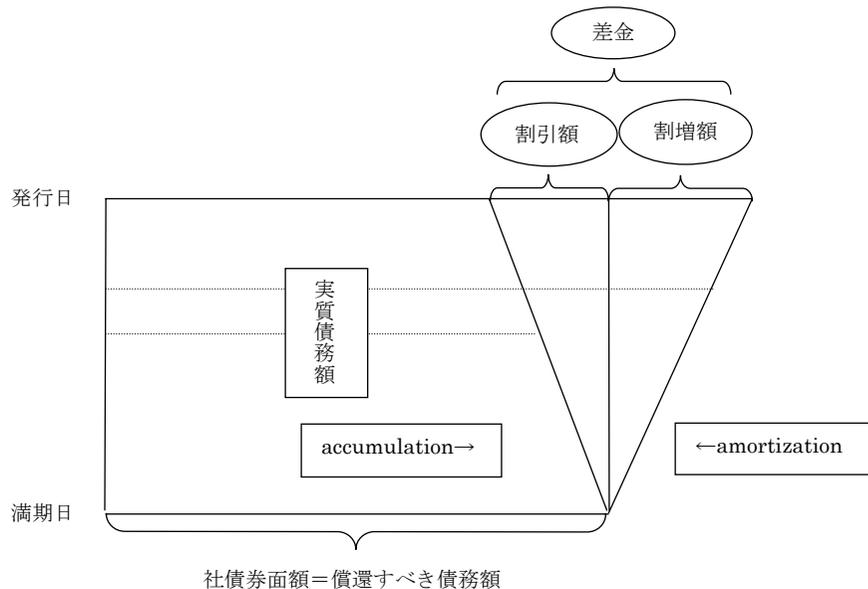
わが国の金融商品会計基準によれば、借入金と同様、満期日に償還すべき社債券面額をもって債務額とする。これが原則であり、社債市場があっても時価評価の対象にしない(意見書Ⅲ-三)。ところが、社債は券面額で発行できるとは限らない。そのように券面額と実入金額が異なる場合は、次のように認識・測定する。

「社債を社債金額よりも低い金額または高い金額で発行した場合には、当該金額に相当する金額を資産または負債として計上し、償還期に至るまで毎期一定の方法で償却しなければならない。」(金融商品会計基準, 第三の五, 後段)

この債務認識・測定方法は、満期保有目的の有価証券に適用される償却原価法と同じである。すなわち金融商品会計基準の実務指針(69~70 項)によれば、満期保有目的の債券には「償却原価法」を適用し、債券金額と取得金額の差額を「金利調整差額」とみなし、満期までに簿価が債券額面になるように期間配分する。

発行会社においても同様の処理となる。実質債務額は満期日が近づくにつれ、券面額に接近するよう期間配分するのである。

図1 償却原価法による社債発行差金の償却



(出所：醍醐聡 [2004]『会計学講義 第3版』東京大学出版会を参考に、割増発行を含めて筆者作成)

図 1 は、償却原価法による社債発行差金を満期までに定期的に償却していく過程を表している。割引発行のときはディスカウント額を定期的に逓増させる。割増発行のときはプレミアム額を同じく定期的に逓減させる。いずれの場合においても、満期日には実質的な債務を券面額に一致させるのである。

途中償還に際しては、償還差益の計算（償却時の債務簿価と償還時の時価の差額計算）のほかに、償却部分に相当する社債発行差金の未償却残高の一括償却処理が必要となる。

## 6. 米国会計による社債発行費用と社債発行差金の処理

かつて米国においても、社債発行費用を、わが国商法と同じように、繰延資産 (deferred assets) に計上した時代もあったが、いまや社債発行費用の資産性は否定され、社債発行時の費用処理または社債債務との一体処理が行われている。発行費用自体はたしかに経済的便益を生むものではなく、資産の定義を満たさない。社債発行による入金額を減少させ、実質的な利回りを押し上げる要因である。そうであれば、社債発行差金と同様、社債債務から控除し、社債が生み出す経済的便益に見合わせて、満期までの各期に配分する方が合理的である (SFAC6, par. 237)。

APB21 は社債発行差金の資産性と負債性を否定し、繰延資産や繰延負債としては計上すべきではないという。すなわち社債発行差金は社債と一体であることを強調している。したがって、有効金利法 (effective interest method) によって償却 (amortization) し、金利費用に振替える処理を勧めている (SFAC6, pars. 15~16)。

なお、有効金利法とは、逓減する未償却残高に「利回り」(yield rate) をかけて償却利息を計上する方法である。減価償却における定率法に相当する。実質債務額を算出するには理論的な方法である。ただし、定額均等償却法 (straight line method) の方が簡便であり、実務的である。

## 7. 国際会計基準による社債発行差金と社債発行費用の処理

金融商品の認識・測定会計基準 (IAS39) によれば、社債発行差金および費用は、上記でみた米国会計と同様、社債と一体で処理し、償却原価法によって利息費用に振替える。

あくまでも金融負債としての社債の一部として認識し、測定する。

そこにはもはや繰延資産とか繰延負債という概念は見当たらない。あるのは資産と負債に共通する公正価値 (fair value) の概念である。資産の取得時における公正価値は取得に要した対価であり、負債の発生時における公正価値はそのときの net 入金額である。

負債の事後測定額は、当初認識額からまず元本返済額を控除し、さらに償却累積額を加算または控除したものである。償却には有効利子による償却原価法を適用し、取引費用やプレミアム・ディスカウントのすべてが計算の対象となる (表 4 参照)。

表 4 国際会計基準による金融資産と金融負債（社債を含む）の認識と測定

	当初認識・測定 Initial Recognition & Measurement	事後測定 Subsequent Measurement
金融資産	取得または発生時の公正価値。それに取得または発生に伴う直接コストを加減した金額により認識・測定する。(pars. 43 & AG64)	売買目的等の 4 つのカテゴリーに分類。満期保有目的投資は有効利子による償却原価法を適用。(pars. 45~46)
金融負債		有効利子による償却原価法を適用。(par. 47)

(出所：金融商品の認識・測定会計基準 IAS39)

## 8. 会社計算規則による社債発行費用の処理と社債債務の評価

会社計算規則（法務省令第 13 号）によれば、従来のような繰延資産の限定列举は消滅し、第 106 条（資産の部の区分）の五は「繰延資産として計上することが適当であると認められるもの」は繰延資産として計上することができるというに止まる。具体的に何を繰延資産に計上するかは、その第 3 条がいうように、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他企業会計慣行」に委ねられたものと解釈される。

では、社債発行費用と社債発行差金はどうなるのであろうか。上記 6, 7 項の国際動向を斟酌して予測すれば、資産性の乏しい繰延費用は発生と同時に費用処理するか、社債発行差金とともに社債と一体処理されることになる。発生時の社債債務は、満期日に償還すべき債務額によって評価するよりも、直接コストを控除した公正価値で測定・認識するのが国際的傾向になりつつあるからである<sup>7)</sup>。

因みに新計算規則第 6 条（負債の評価）によれば、別段の定めがないときは、原則として債務額を負債としなければならない。ところが、その 2-2 項によれば、「払込を受けた金額が債務額と異なる社債」は、「そのときの時価または適正な価格を付すことができる」。この第 6 条によって明らかとなったように、社債債務は出口価値（満期日の償還額）ではなく、入口価値（発行時の net 入金額）で測定認識されることになる。

## 9. デット・アサンプション (debt assumption)

社債の満期日前に、銀行等に元利払いを引き受けてもらうことによって、買入償還と同等の経済効果を取めることである。まず起債企業と銀行等の間で債務引受 (debt assumption) 契約を締結し、将来の元利払いに必要な現金を預託する。銀行等はその資金を資本市場で運用しな

<sup>7)</sup> 新株発行費用についても同様のことがいえる。国際的には、新株発行費用のような直接費用は持分証券から控除されたものが公正価値である。したがって新株発行による M&A 会計においても、発行価額から控除される。

がら社債の利払いと元本支払に備える。

デット・アサンプションを実行する起債企業の目的としては、①為替差益の確定（外貨建社債の発行時よりも円高に転じたとき）②手許余裕資金の活用（とくに社債クーポン・レート以上で資金運用が難しいとき）③今後の金利変動リスクを銀行等に肩代わりしてもらう④バランスシートのスリム化（負債のオフバランス化）等が挙げられる。

デット・アサンプションの会計問題は、上記取引目的の最後に挙げたオフバランスにある。すなわち、起債企業と社債権者との債権債務関係は継続しており、起債企業は引き続き社債を償還する債務を負っていることである。

わが国金融商品会計基準は、次のような理由から経過措置としてデット・アサンプションによる社債のオフバランスを認めている。

「わが国では社債の買入償還を行なうための実務手続きが煩雑であることから、法的には債務が存続している状態のまま、社債の買入償還と同等の財務上の効果を得るための手法として広く利用されている。（中略）取消不能の信託契約等により、（中略）社債の発行者に対し遡及請求が行なわれる可能性が極めて低い場合に限り、当該社債の消滅を認めることとする。」

#### 10. 実質的デファイザンスと金融負債の認識中止条件

デット・アサンプションによる社債のオフバランス化を正当化する論理は実質的デファイザンス（in substance defeasance）であった。

それは法的な債務消滅ではなく経済実態としての債務消滅においてもオフバランスを正当化する論理であった。しかし、経済実態は不十分なまま、債務とともに預託した資産もオフバランス化すること、預託した資産が元利払いに不足したときは追加払いすることから忠実な開示に反するという批判が高まった。

SFAS125（1996）は、財務構成要素アプローチに合わず、負債の認識中止要件にも合わないという理由から、ついにデット・アサンプションによる社債のオフバランス化を中止した（pars. 218～221）。

その結論は SFAS140（2000）にも引き継がれ（pars. 350～351）、金融負債の認識中止（de-recognition）を認めるのは、次のような条件の下で金融負債が消滅したときだけに限定している（par. 16）。

- ① 債務者が債権者に支払うか、その支払を免除されたとき（支払は、現金・資産・役務の提供によるほか、市場で出回っている自社債の再取得も可）
- ② 債務者は法的に第一次債務者の地位から、債権者によって解放されたとき

国際会計基準 IAS39 による金融負債の認識中止要件は、上記①および②に加えて、条件が著しく異なる債務の交換を含めて、より詳細に規定している (pars. 39~41) が、債務者が第一次履行責任から法的に解放されるのは法律手続きによるか債権者によるかに厳しく限定している (par. AG57)。

概念フレームワークでは法形式よりも経済実態を重視する (Substance over Form) 国際会計基準であるが、負債の認識中止では経済実態よりも法律手続きを重視するのである。

### III. 新株予約権付社債一分離処理か、一体処理か

#### 1. 非分離型と分離型

普通社債は単なる企業の借入金であるが、株式に一步近づいた社債が新株予約権付社債である。投資家にとっては株価が一定以上に上昇すれば有利な価格で株式を取得できる。株価が上昇しなければ満期日には元本は償還される。そのメリットを社債のクーポン・レートに活かせば、企業は普通社債によるときよりも低利で有利な資金調達ができる。また、社債が株式に転換されれば、企業の資本は充実すると同時に社債償還債務は消滅する。これほど有利な資金調達方法はないといえる。

新株予約権を取得した投資家は潜在的な株主である。そのために一株当たりの利益および純資産の希薄化は避けられないが、直接的な新株発行に比べれば株価下落へのプレッシャーを和らげることができる。

2001 年 (平成 13 年) 11 月の商法改正によって新株予約権という枠組みが導入され、従来の転換社債や新株引受権付社債 (いわゆるワラント債) は新株予約権付社債のカテゴリーに組み込まれた。

新株予約権とは、権利保有者が会社に対して権利を行使したとき、会社から株式 (新株または自己株式) の交付を受ける権利であり、一種のコール・オプションである。

従来の転換社債は非分離型・新株予約権付社債、ワラント債は分離型新株予約権付社債と呼ばれることになった。ともに金融商品会計基準では、複合金融商品 (complex hybrid financial instrument) と呼ばれている。

新株予約権証券と社債証券が別々に流通する分離型新株予約権付社債については、新株予約権をどう評価し、どのように会計処理をするかという問題はあるが、社債自体は普通社債の会計に準じるため、さほど大きな論点はない。

問題は、新株予約権と社債が一体化している非分離型新株予約権を、社債から分離して処理すべきか (分離処理)、それとも一体で処理すべきか (一体処理) である。

## 2. 米国会計基準で有力な一体処理

APB14 (1969 年) は一体処理と分離処理の比較検討からはじまるが、結論は一体処理説である。その最有力な根拠は、オプションと社債は切り離すことはできないという非分離性 (inseparability) にある。

すなわち、一方のオプションを行使すれば、社債は株式に転換されて消滅する。オプションが行使されなければ、現金で償還される。オプションと社債は同時に消滅するのであって、分離型のように、オプションだけが市場で取引され、社債債務は残るようなことはない、というものである。

第 2 の根拠は、オプションを切り離して評価しようにも、市場で確立した時価がないことである。オプション評価の技術面では、デュレーション (オプション存続期間) が一定せず、客観的な評価は困難である。

結論として、オプションと社債を分離できるならば、オプションは資本として、また社債は負債として分離処理すべきであるが、分離不能な社債はともに負債として一体処理すべきとしている (pars. 12&16)。

米国の APB14 はオプション価値を計算するブラック・ショールズ・モデルが開発される以前の意見書であり、いまでは一体処理説をやむなしとする根拠はすでに失われているはずである。

## 3. 国際会計基準による分離処理

IAS32 によれば、エクイティ (資本, 持分) へ転換できる権利、一定の株式に転換できる権利は、社債と一体であっても、経済的には負債証券とエクイティ・デリバティブの複合金融商品 (compound financial instruments) であり、その発行者は、資本と負債のコンポーネントに分解して分離処理すべきである (pars. 28~31)。

発行者はまず、同種の普通社債等の公正価値を測定することによって負債価額を決定し、その金額を発行額から差し引いてオプション価値を決定すればよい (par. 32)。

ここでは、発行者は自社の普通社債は金利が何パーセントであれば売りさばけるかを熟知しており、普通社債の理論価額と複合商品の発行価額の差額は新株予約権の価値を表すと考えられている。また、価値のある新株予約権相当額だけ、新株予約権付社債の金利は、普通社債の金利よりも低く設定されているはずである。

したがって、一体処理による社債債務金額は、新株予約権相当額だけ過大に表示されることになる。それは公正価値ではない。よって一体処理を拒けるのである。

#### 4. 一体処理と分離処理の選択を認めるわが国金融商品会計基準

わが国金融商品会計基準は、転換社債については「社債部分と株式転換権部分を区分せず一体とした処理または新株引受権社債の処理に準じた処理(すなわち分離処理)をすることとした」(Ⅲ-七)。

ではどのような観点から2つの処理方法を選択すべきであろうか。いままでに述べてきたところ、これからの新株予約権の会計処理を考慮すれば、チェック・ポイントとして次の4点が考えられる。

第1は実務上、はたして新株予約権を社債から分離することは可能かどうかである。信頼性をもって新株予約権を評価できるとは簡単にはいえないだろう。そうであっても、問題は公正価値評価を拒むことは困難になりつつある。というのは、公正価値評価をしなければならない新会計基準(固定資産の減損会計等)が増えており、会計情報には信頼性以上に目的適合性が求められる時代だからである。

第2は貸借対照表上の問題である。一体処理によるときは、上記受取オプション料相当だけ社債債務が過大に表示される。たとえば、ある企業は、年率5%のクーポン・レートで普通社債を発行しても年率1%相当のディスカウント発行になる企業が、新株予約権付社債を年率4%のクーポン・レートで額面発行できたとする。この企業の新株予約権は年率2%の金利に相当する公正価値があることになり、その企業の社債債務はその公正価値相当額が過大に表示されることになる。問題はこの点についてどう考えるかである。

第3は損益計算書上の問題である。一体処理によるときは、新株予約権相当額の受取オプション料だけ社債金利は低く設定されているのにもかかわらず、一体処理により支払金利と受取オプション料が相殺され、社債金利が過小に表示される。この点をどう考えるか。

第4は次項で述べる新株予約権は負債か、資本かという論点に関わる場所である。新株予約権を社債から分離し、負債ではなく、資本として処理すれば権利行使の有無にかかわらず、課税上も資本剰余金として扱われ、節税の余地が生まれる。

#### 5. 新会社法による新株予約権は負債から資本へ

企業会計基準委員会による実務対応指針第一号(2002年3月)によれば、新株予約権の発行者側の会計処理は次のように規定された。

「新株予約権の発行価額は負債の部に計上し、権利が行使されたときは資本金または資本準備金に振替る。権利が行使されずに権利行使期限が到来したときは利益として処理する。」

この実務対応指針は、その前年(2001年11月)の商法改正による新株予約権の導入に対応するものであったが、新株予約権は必ずしも社債発行と同時ではなく、役職員に対するストック・オプションとしても、またその他役務の対価としても、無償または有償で発行できるようにな

ったところから、当面の措置として発行時には仮勘定としての負債に計上するものとした。

ところが、2005年12月には、新・会社法に対応して、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」が公表され、新株予約権は、純資産の部の、I株主資本、II評価・換算差額等と並んで、カテゴリーIIIに位置付けられた。2006年2月公表の新計算規則においても、新株予約権は純資産の部を構成する一要素であることに変わりはない。以上のように、紆余曲折を経て、新株予約権はようやく米国会計基準や国際会計基準並みに、発行時からエクイティとして扱われるようになった。ただし、負債や利益ではなくなったとはいえ、資本剰余金の構成要素ではなく<sup>8)</sup>、株主資本とはみなされていない。

#### IV. 将来予測と現価法で決まる退職給付引当金

##### 1. 「交換の理論」による退職給付「後払い賃金説」

退職給付を労働対価の一部とみる後払い賃金説、これが退職給付費用を発生基準で認識する根拠となっている。退職給付引当金は、したがって「交換の理論」によって説明可能な債務であり、支払時期と支払金額が確定的ではないという意味では典型的な負債性引当金である。

米国のFASBは、退職給付会計基準SFAS87(1985)の中で企業年金を「雇用者と労働者の交換(exchange)、すなわち労働役務と交換に退職所得を提供するもの」と定義した(par. 79)。

わが国退職給付会計基準(1998)も、「払い賃金説に基づくことを鮮明に打ち出し、功績報償金説や生活保障説を斥けている。退職給付を「基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するもの」と捉えれば、退職一時金と年金の違いは消える。また積立方法が外部か内部かも無関係となり、もっぱら支給すべき原因の発生と効果の期間帰属によって費用認識することになる。

##### 2. VBO<ABO<PBO

退職給付会計の最大の論点は、退職時に見込まれる退職給付債務の総額をどのように見積もるか、である。退職給付債務の概念には、VBO、ABO、PBOの3種類がある。

1) VBO (Vested Benefit Obligation, 確定給付債務) とは、過去および現在の給与をベースとして年金数理計算を行ない、それによって得られた年金給付債務の現在価値のうち、すでに受給権が確定している部分のみを債務認識することを意味する。一般的に従業員は一定期間勤務することによって年金受給権を獲得する。VBOは法的に確定した従業員の権利部分のみを債務と認識し、それ以前のは認識しないのである。

---

8) ドイツ商法典第272条-(2)-2によれば、社債発行時に受取る株式転換権の対価および株式を買うための受取オプション料は資本準備金(Kapitalrücklage)に表示される。

- 2) ABO (Accumulated Benefit Obligation, 累積給付債務) とは、過去および現在の給与をベースとして年金数理計算を行なうところは VBO と同じであるが、それによって得られた年金給付債務の現在価値のすべてを、ということは受給権が未確定か確定かを問うことなく、債務認識する。
- 3) PBO (Projected Benefit Obligation, 予測給付債務) とは、過去および現在の給与に止まらず、将来の昇給部分をも考慮して年金数理計算を行なう。それによって得られた年金数理債務を現在価値に割引いたものが PBO である。

以上 3 つの債務概念の関係は図 2 のようなイメージになる。VBO (A の部分) は受給権確定部分のみから成る最も狭い債務概念であり、ABO (A+B の部分) は未確定部分と確定部分から成り、PBO (A+B+C) は将来昇給分を視野に入れた最も広い債務概念である。

VBO は法的に確定した債務であり、会社がいま解散したとしても支払うべき債務である。しかしながら、これでは継続企業の債務は過度に狭く捉えることになる。入社 20 年目に 10000 の退職給付が確定し、19 年間は法的には未確定であっても実態としての負債はゼロではない。

実態としては毎年 500 ずつ累積し、20 年目に  $500 \times 20 = 10000$  となるのである (SFAS87, par. 42)。

実際に支払われる退職給付は退職時における給付に基づくとすれば、PBO が最も実態に近い債務であるといえよう。米国基準、国際会計基準、わが国基準のいずれにおいても、退職時に見込まれる退職給付の総額は、現時点ではなく退職時に見込まれる給付を、ほぼ確実な昇給等を考慮して、合理的に見積り計算することになっている。合理的に退職時の給付を見積もるには会社の昇給率または昇給テーブルによる。

ここで負債会計にとって重要なことは、昇給テーブルは「将来給付のコミットメント」と見られることである。

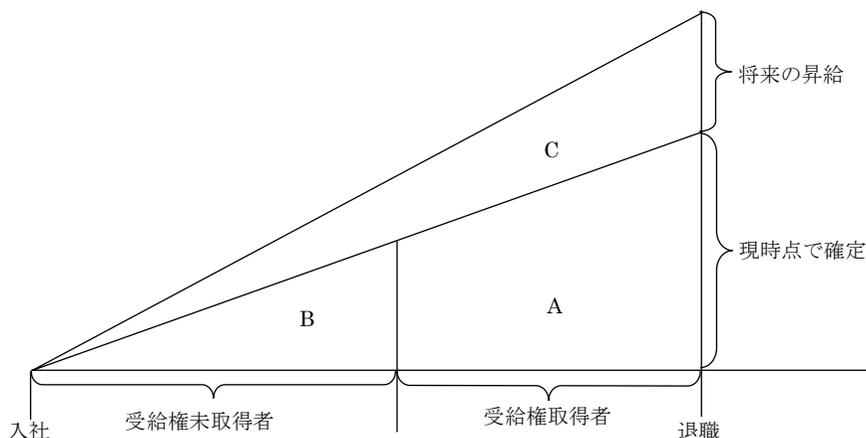
しかし米国の SFAS87 では退職給付費用計算には PBO が使われているが、債務計算には ABO が使われている。論理的には説明できない、政治的折衷アプローチである。

一方、概念としての負債は、過去の取引・事象に起因する現在の義務と定義されており、将来事象まで予測して負債を認識するところまで拡大してないのが現状であるから、会計基準が趣旨一貫しないのはやむを得ないともいえる。

### 3. 退職給付の債務総額計算から年金負債計算へのプロセス

上記 2 項で述べた退職給付の PBO による総額計算を年金負債計算プロセス①とすればプロセス②では、①の債務総額のうち当期末までに発生したと見られる債務額を、全勤務年数分の期末までの勤務年数によって按分計算する。

図 2 3つの債務概念の関係（イメージ）



②で得た退職給付債務は実際支給まで超長期を要する債務であるから、プロセス③では 10 年もの国債等のリスクフリー利率を用いて現在価値に割引く。なお、わが国会計基準は「現価方式」と呼ぶ。

米国概念ステートメント SFAC 7 号は、将来キャッシュフローの現在価値への割引を会計測定方式と位置付けて、単純割引方式と確率比重方式を掲げている。

単純割引方式による  $\$X$  の現在価値は、利率  $r$ 、期間  $n$  年として、算式  $X/(1+r)^n$  で表される。この方式で 10 年後に支給予定の退職一時金 100 億円を年金負債の現在価値を計算してみよう。割引率を 2% とすれば 82.03 億円であり、3% とすれば 74.41 億円である。

また平均 20 年後に支給予定の企業年金 100 億円については、割引率 2% とすれば 67.30 億円であり、3% とすれば 55.37 億円となる。

割引率の差はわずかであっても、割引期間が長期化するにつれて、年金負債計算に大きなインパクトを及ぼすことが分かる。

#### 4. 退職給付費用の要素

現価方式による退職給付費用は原則として次の要素から成る。

- ① 勤務費用（一定期間の労働対価の後払い部分）の額
- ② 利息費用（時の経過による期首債務の割戻しによる計算上の費用）の額
- ③ 期待運用利益の額（控除項目）
- ④ 過去勤務債務（給付水準の改定によって発生する債務）のうち費用として処理した額
- ⑤ 数理計算上の差異（退職給付債務の計算に用いた見積りと実績の差異、見積り数値の変更等）のうち費用として処理した額

上記構成要素のうち⑤と⑥については、回廊アプローチ (SFAS87 等) と重要性アプローチ (わが国退職給付会計基準) がある。

## 5. 年金資産とのネッティング

貸借対照表上の退職給付引当金 (米国基準では「退職給付および年金債務」) は、 $A+B+C-D$  の差額として表示される。年金資産は企業の一般資産から区別され、年金財政計算の資産として年金債務と相殺される。貸借対照表上の年金負債はその差額である。

A: 期末退職給付債務 (期首債務残高+勤務費用+金利費用)

B: 過去勤務債務のうち未認識部分

C: 数理計算上の差異のうち未認識部分

D: 年金資産の公正価値評価額+当期給付支払額

この年金債務と年金資産のネッティング構造から、金利上昇の影響は上記 A にも B にも表れることが分かる。まず割引率の上昇として、退職給付総債務を現在価値に引き直した A を減少させる。年金資産の大部分を債券で運用しているときは、金利上昇は債券価格の下落によって B を減少させる。年金債務が年金資産を上回り、年金資産が債券以外の株式で運用している比重が大きい状況にあれば、金利上昇は退職引当金を減少させることになる。

## 6. 年金負債の特徴を総括する

- 1) 労働との交換から発生する後払い賃金であり、「交換の理論」で充分説明可能な超長期的負債である。
- 2) キャッシュ・アウトフローに先行し、費用を発生基準で認識する。
- 3) 将来給付すべき退職金および年金は、昇給率、退職率、死亡率、資産運用率等の年金数理仮定 (actuarial assumptions) によって予測しなければならない債務である。
- 4) 年金資産と年金債務は相殺してネット表示する。
- 5) 年金負債は将来のネットキャッシュ・アウトフローをリスクフリー金利で割引くことによって得られる現在価値である。
- 6) 給付水準の変更などによる将来給付義務の増加額はストレートに認識するのではなく、計画的に遅延認識 (deferred recognition) する。
- 7) 給付債務及び年金資産の積立状況、純期間費用の明細、基礎率等に関する詳細な脚注開示を必要とする。

以上のように、退職給付債務の計算上最も重要なものは計算のテクニックに属するが、将来

予測と現価法に使う割引率の選択は経営者の責任に懸かっている<sup>9)</sup>。

## 7. 会社計算規則による引当金

引当金は、新会社法による会社計算規則においては、「時価または適正な価格を付すことができる」負債の一種であり、退職給付引当金と返品調整引当金は代表的な引当金として位置付けられている（第 6 条②の一）。

退職給付引当金が代表的な引当金であることに誰も異存はないが、返品調整引当金がなぜ引当金の代表か。その理由はおそらく、平成 11 年および 14 年の税制改正において、賞与引当金、退職給付引当金、製品保証等引当金が軒並み廃止され、特別修繕引当金は租税特別措置法の、また貸倒引当金と返品調整引当金は法人税法上の引当金として生き残ったことと無関係ではなからう。また返品調整は「買戻し特約」を結んでいる場合に限定しており、将来の費用・損失発生の確率が相当高いからであろう。

ここでもう一つ注目すべき点がある。企業会計原則の【注 18 引当金について】は、各種負債性引当金のほかに、貸倒引当金のような評価性引当金を同列に扱い、合わせて 11 種類を例示している。これに対して、会社計算規則の第 107 条②の二によれば、資産に係る引当金は負債の部から除外されるとともに、第 109 条によれば、資産の部の債権評価勘定として位置付けられている。

これは実務の現状を反映しているにすぎないが、資産と負債の形式的金額よりもそれぞれの公正価値評価に軸足が移っている一つの証左とみるべきであろう。

## V. 確実性の程度と解釈で決まる偶発債務の範囲

### 1. 偶発債務の分類

偶発債務（contingent liabilities）とは、未だ現実の債務ではないが、将来何らかの理由によって企業が履行しなければならない債務である。その例としては、信用力の乏しい第三者の借入れに対する支払保証、係争事件に係る賠償義務、手形裏書・割引譲渡責任を挙げることができる。偶発債務が現実の債務となれば、損失発生に結びつく可能性は高まる。しかしながら、主たる債務者に対する訴求権等が発生することが多く、会計上の債務として認識すべき範囲と金額の見積りは難しい。

わが国企業会計原則によれば、損失発生の可能性が高く、その金額を見積もることができる

---

9) 割引率は、国債、政府機関債およびダブル A 格以上の社債等の利回りを参考に決めるべきである。ところが、わが国トップ 100 社が 2004 年度に採用した割引率は、1 位：1.9%（37 社）、2 位：2.5%（36 社）、3 位：1.5%（7 社）と相当なバラツキがある（『経営財務』2006 年 2 月 13 日号掲載の IIC パートナーズ作成の参考資料より）。

場合には、当期の損失負担によって債務保証損失引当金を設定しなければならない。逆に発生の可能性が低い場合には引当金を計上することはできない(注18)。要するに、損失発生が高い場合と低い場合に2分して対応している。なお、後者の偶発債務の期末残高については、財務諸表規則は脚注開示を求めている。

これに対して米国の偶発債務会計基準 SFAS5 (1975) は、損失発生の可能性が高い、中位、低い3つのケースに分けて対応している。その定義と対応は表5のように整理することができる。

SFAS5による Probable の定義は、偶発債務が現金等の支出と損失につながる事象が起こる可能性が高い (likely to occur) ことであり、Remote の定義はその可能性が低い (slight) ことである。ところが、高いとか低いとかは個人の感覚によって異なり、とても会計判断の目安とはならない、いかにも漠然とした定義である。

表5 SFAS5による偶発債務の分類・定義・対応

分類	定義	対応
① Probable	将来事象発生の可能性が高い。	FIN45 前—Probable で、合理的に金額を見積もれるならば当期損失として accrual 計上 (par.8)。FIN45 後—上記と変わらず。
② Reasonably Possible	③よりも高い。	FIN45 前—内容と損失予想金額を開示 (par.10)。FIN45 後—下記2項参照。
③ Remote	将来事象発生の可能性が低い。	FIN45 前—開示も不要と解されていた。FIN45 後—下記2項参照。

では、何パーセントをもって高いとか、低いというのか、何らかの数値基準があれば便利とも思える。ある研究者によれば、①の Probable と②の Possible を区分する境界線は 60～70% の範囲にある。また、②の Possible と③の Remote を区分する境界線は 15～25% の範囲にある<sup>10)</sup>。しかしながら、定性的判断を数値化すること自体に客観性が望めるものではない。

また、概念ステートメント SFAC6 の par. 35 でいう probable は、よく知られているように、確実性の程度を表すテクニカルな意味よりもさらに広い意味で使われている。さらに困ったことに、国際会計基準 IAS37 は、蓋然性 (probability) が 50% 以上であれば負債認識を求めているように読める (par. 23 についての解釈)。

このように、Probable という確実性の程度をどう解釈するか、これが偶発債務を負債認識する・しないの分岐点になっている。

10) C. A. Botosan et al. "Accounting for Liabilities" Accounting Horizons Vol.19, No.3 (September 2005)

## 2. 解釈指針 FIN45(2002)による偶発債務の拡大

エンロン事件を契機として、FASBは偶発債務の会計処理を見直した。その結果、エンロン本体と密接な関係にあったSPEの債務に関わる保証債務など<sup>11)</sup>、SFAS5による偶発債務の定義を甘く解釈してオフバランスとなっていた偶発債務のいくつかをバランスシート上の負債として認識する方向で解釈を固めた。

オンバランス化の論理は、○保証状発行と同時に、保証人は特定事象発生に伴って保証を実行できるようスタンバイする義務を負う。○特定事象発生の確率が **Probable** でないとしてもそれは債務認識を不要とするものではない。○よって、保証状発行と同時に、保証の公正価値を債務認識すべきである (pars. 8~9)。

では、どのような保証を、どのように債務認識すべきか。FIN45は次の例を掲げている。

- 1) 独立の第三者に対する単独 (standalone) 取引—受取保証料を保証債務として認識する。
- 2) 資産売却に伴う包括取引—包括売却代金から保証料を按分算出し保証債務とする(この場合、売上収益から保証料相当額が債務に振替えられ、それに応じて売上総利益も減少する)。
- 3) 持分法適用関連会社またはジョイント・ベンチャーの形成に関わる保証については、(借方) 投資の増加、(貸方) 保証債務とする。
- 4) オペレーティング・リース物件の残存価値保証は、(借方) 前払レント、(貸方) 保証債務とする。
- 5) 独立の第三者に対する無償保証については、保証の公正価値相当額を、(借方) 経費、(貸方) 保証債務とする。

## 3. 偶発債務の拡大に代る会計課題

FIN45は、偶発債務のうち負債として認識すべき範囲を拡大し、開示を強化した。というよりも、SFAS5は、損失になる事象が発生する蓋然性が高いか低いかによって会計処理または開示方針をきめているが、FIN45は蓋然性とは関係なく(より正確には、Probableでなくても)負債として当初認識 (initial recognition) すべきものとしたのである。

ところがエンロン事件の直後に出された指針であり、十分な検討が行なわれたとは思われない面が目立つ。具体的には、偶発債務単独よりも、他の会計課題と同時並行で検討すべきものが多い。

上記 2 項における適用諸例のうち 1) および 2) は収益認識の課題であろう。スタンドアロン保証に係る受取保証料は、稼得 (earning) プロセスのコンセプト (SFAC5, par. 83) に照ら

---

11) SPE 債務保証問題というよりも、本来は SPE 連結問題である。連結すれば SPE の金融資産と債務はエンロングループのものであり、偶発債務問題ではなかったはずである。

せば、保証サービスを完了した時点で収益認識すべきは当然である。

2) の資産売却代金に含まれる保証料の処理も、収益と負債の双方に関わる課題である。たとえば、販売促進のために顧客の銀行ローンの返済保証をしたときは、他社借入れに係る偶発債務の認識とともに、リスクから解放された時点の収益認識が会計課題となる。売却代金の中に潜在する保証料について負債認識しなければ、収益の過剰認識となる。他方、だからといって、通常の製品保証について同様な配分計算をすることは実務的ではない。

上記 2 項 3) のジョイント・ベンチャー (JV) 借入れ保証は、JV を持分法適用ではなく比例連結の対象にすれば解決する会計課題である<sup>12)</sup>。

## VI. 固定資産の廃却費用とリストラ費用に関わる負債概念

### 1. 公正価値による測定

米国 FASB による固定資産の廃却コストに関わる会計基準 SFAS143 (2001) とリストラコストに関わる会計基準 SFAS146 (2002) はともに、将来コストを発生時の公正価値で測定する。

これらの将来コストは、従来の SFAS5 の対象となる偶発債務である。その場合、Probable という確実性の程度に応じて負債として認識したり、注記したり、それもしなかったものであった。新会計基準によれば、一旦コスト発生を認識すれば、不確実性を乗り越えて、たえずコストをフェア・バリュー測定しなければならないことになる。

今日の資産会計は、取得原価から時価へ、時価から公正価値へと評価基準が変化していることは周知の通りである。しかし、米国の新会計基準でみる限り、いよいよ負債会計にも公正価値評価がじわじわ浸透しつつあることが分かる。

### 2. 長期性固定資産の廃却費用と禁反言の法理

従来の石油・ガス会社会計基準 (SFAS19) や会計慣行によれば、石油ガス掘削設備等の長期性固定資産の廃却損は、減価償却累計額の一部として吸収するか、吸収されないはみ出し額は実際に廃却する時の損失として処理されるに止まっていた。

他方、SFAS143 (2001) によれば、実際廃却時まで待つことなく、廃却費用を合理的に見積り可能となった時点で、その公正価値 (市場価額または独立当事者間取引価額) を当該資産の一部として資本化するとともに、負債認識する (par. 11)。

資産と両建てで負債を計上するのは異常な会計処理である。だからといって、長期負債の計

---

12) 国際会計基準 IAS37 による偶発債務処理によれば、JV パートナーの責任に属する借入れ保証を偶発債務として開示し、保証実行のリスクが高まれば引当金設定を求めている。これは JV がパートナーと jointly and severally に支配し経営責任を負う事業体であることを忠実に反映する会計処理と思われる。

上によって発生した費用を即時費用処理するのも不自然だ。SFAS34 を引用しながら、費用の資産化と負債の両建てをそのように正当化している (footnote9)。

では、公正価値測定による拡大された負債概念を支える基本理念は何だろうか。会計基準設定の背景説明によれば、それは禁反言の法理 (the doctrine of promissory estoppel) であるという。たとえば経営者が地域住民に対し、固定資産廃却後の土地は原状回復させると宣言したとする。経営者は住民が会社を信頼することを期待して宣言し、住民は実際その通りに会社を信頼したとすれば、それは法令や条例によらなくても法的義務を担ったことになるという法理である。それはまた、概念ステートメント 6 による負債の定義の注釈にも合致するという。

エストoppelの法理はともかく、長期性資産の取得時に将来の廃却費用を経営者が予測していたとすれば、資産活用の便益と費用負担の交換関係が成り立ち、廃却費用の資産化と負債認識の契機にはなろう。しかし、将来の廃却費用を認識することなく固定資産を取得したとすれば、交換の理論は成り立たない。

むしろ、地域住民に負う原状回復義務であり、社会的存在としての企業の責務である。そうであれば、交換的パラダイムよりも、義務的パラダイムにおいて認識すべき負債であろう<sup>13)</sup>。

### 3. リストラ費用と見えない将来の便益

SFAS146 (2002) は、「リストラ計画の策定だけでは、その費用負担は現在の負債ではなく、リストラ計画に対する企業としてコミットメントが行なわれてはじめて、その費用を負債として認識すべきである」とする。

具体的には、リストラ対象の人数、ジョブの種類、工場等のロケーション、完了予定日等が確定し、やはり止めたということはなさそうだという段階ではじめて負債認識の条件が整うことになる。条件付であろうと無条件であろうと、また口頭であろうと文書によろうと関係なく、会社が、リストラ計画の実行にコミットし、従業員がそのコミットメントを真摯に受け止めることによって会社の債務が発生する (par. B19)。

リストラ引当金は“taking a bath”と呼ばれる大がかりな利益操作に使われてきた経緯<sup>14)</sup>があるだけに厳しく見直された形跡がある。しかしながら、まだ釈然としない点がある。

通常の負債は、過去の取引・事象に発生原因がある現時点の債務である。リストラ費用の負

---

13) 交換的パラダイムと義務的パラダイムという用語は、八木紀一郎責任編集 [2006] 『経済思想 7 経済思想のドイツ的伝統』、第 6 章 (岸川富士夫「G・ジンメル—貨幣と人間」) の中で使われている。経済人の効用計算による合理的計算から交換は導きだされるものではなく、貨幣をして義務履行の形態とする義務経済の主張がジンメルから読みとれるという。

14) 詳しくは、K. G. パレプ他 [2001] 『企業分析入門 第 2 版』 (斎藤静樹監訳、東京大学出版会) の第 5 章を参照されたい。

債を正当化する過去の事象とは、リストラ計画しかない。それは如何に緻密な計画であっても、対象となる従業員に発表し履行をコミットしたとしても、所詮社内限りである。計画を反故にはしないまでも、延期するとか計画を縮小する余地は大きい。

将来負担する費用はすでに獲得した資産や収益との交換から発生したものであり、決算期末時点では特定することも量的測定も可能である。これに対して、リストラの将来費用に見合うものは、それが将来に何らかの便益が期待されるとしてもいまは見えない。

経営者はすでに計算ずみか、それとも期待されているとしても、外部の会計情報利用者には分からない。脚注開示として要求されるのも一般的説明と定性情報に止まる。

国際会計基準 37 号にもリストラ引当金に関する詳細な設定要件がある。ここでも問題となっているのは、過去の事象(リストラ計画の策定・発表)は、必ずしも将来の費用発生を決定付けることなく、経営者にまだ自由裁量の余地を残していることである。これでは負債の定義を満たしたことはない。

## お わ り に

本稿では、近年における米国および国際会計基準の動向並びにわが国の新・会社法および会社計算規則を視野に入れながら、仕入債務、社債、引当金など代表的な負債項目の今後を個別に検討してきた。

会社計算規則による社債債務などの負債会計は、国際的動向に沿って大きく変わろうとしている。ただし、すべての国際的動向が好ましいとか、適切であるとは思われない。

第 1 に、米国の偶発債務会計には、負債概念を拡大するよりも、連結範囲の拡大や収益認識の基本に立ち帰るなど、他に為すべきことが多々あるように思われる。

第 2 に、コミットメント等による将来費用の引当金については、その対価等を具体的に推測するに足る情報開示が求められる。さもなければ負債概念にそぐわず、利益調整に使われる余地がある。その意味では、「交換の理論」による負債概念の補強は有意義であろう。

## 参考文献

- Botosan C. A. et al. [2005] "Accounting for Liabilities: Conceptual Issues, Standard Setting, and Evidence from Academic Research" *Accounting Horizons* Vol.19, No.3
- Canning, J. B. [1929] *The Economics of Accountancy*, The Ronald Press Company
- Delloite [2004] *Rechnungslegung nach IFRS*
- Evans T. [2003] *Accounting Theory Contemporary Accounting Issues*, Thompson
- FASB [2005] *Original Pronouncements Accounting Standards I, II, III* John Wiley & Sons, Inc.
- Gilman. S [1939] *Accounting Concepts of Profit* The Ronald Press Company, 片野一郎監訳 久野光朗訳 [1972] 『ギルマン会計学 上巻』同文館出版
- J. St. G カー [1984] 徳賀芳弘訳『負債の定義と認識』九州大学出版会
- IASB[2005]*International Financial Reporting Standards (IFRSs™)*

- Joint Working Group of Standards-Setters [2000] *Financial Instruments and Similar Items*. 日本公認会計士協会訳 [2001] 『金融商品および類似項目』
- Gilman, S.[1939]*Accounting Concepts of Profit*, The Ronald Press Company.
- Paton, W. A. & A. G. Littleton[1940, Reprinted1957]*An Introduction to Corporate Accounting Standards* AAA 中島省吾訳 [1959] 『会社会計基準序説』 森山書店
- Sprague C. E.[1918]*The Philosophy of Accounts*, The Ronald Press
- Wolk H.et al. [2004] *Accounting Theory Sixth Edition* Thomson
- Menger, C. [1923] *Grundsätze der VolksWirtschaftslehre Zweite Auflage* Holder—Pichler—Ternsky A. G, Wien / G. Freytag G. M. B. H. /Leipzig 八木紀一郎他訳[1998] 『一般理論経済学』 みすず書房
- シュンペーター[1908] 『理論経済学の本質と主要内容』 (木村健康他訳、岩波文庫上巻)
- 今福愛志 [2001] 『労働債務の会計』 (白桃書房)
- 川口順一 [2003] 『資産動態論の構築』 森山書店
- 黒田全紀編著 [1993] 『ドイツ財務会計の論点』 同文館出版, 第 6 章 「引当金の会計処理」
- 斎藤静樹編著 [2005] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』 中央経済社
- 須田 徹 [1998] 『アメリカの税法』 中央経済社
- 藤田敬司 [2005] 『現代資産会計論』 中央経済社、
- 日本公認会計士協会 [2006] 『監査小六法』 中央経済社
- 武田隆二 [2003] 『最新財務諸表論 第 9 版』 中央経済社
- 吉田 寛 [2002] 『基本会計学』 税務経理協会